ノウフクJAS認証取得推進事業費補助金交付要領

制定　令和７(2025)年３月27日　農政第556号

（趣旨）

第１条　県の交付するノウフクJAS認証取得推進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（交付の目的等）

第２条　補助金の交付の目的、交付対象の事業内容、交付基準及び交付の相手方（以下「事業実施主体」という。）は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助金の交付の目的 | 交付の対象である  事務又は事業の内容 | 交付基準 | 交付の相手方 |
| ノウフクJASの認証取得を支援し、農福連携商品の付加価値を高めるとともに、商品への消費者の理解の促進を図る。 | １　ノウフクJAS新規認証取得  (1)生鮮食品及び観賞用の植物、加工食品におけるノウフクJASの新規認証取得に係る経費  (2)生鮮食品及び観賞用の植物でノウフクJASを既に取得している場合は、加工食品の新規認証取得に係る経費  (3)加工食品でノウフクJASを既に取得している場合は、生鮮食品及び観賞用の植物の新規認証取得に係る経費 | 事業費の２分の１以内。  ただし、１補助対象者当たり９２千円を上限とする。 | 次のア～エのいずれかに該当する者であること。  ア　県内に住所を有する農業者、農業協同組合、農地所有的確化法人、又は農業者で組織された団体（県内に住所を有する農業者で組織されたもので、代表者、組織、意思決定方法その他運営に必要な規程を定めていること。）  イ　県内に住所を有する就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所で農業または農産物を使用した加工品で収益を得ている法人  ウ　県内に製造施設を有し、加工食品の製造又は加工を行う事業者。  ただし、他事業者が農福連携により生産した農産物を加工食品に使用する場合は、その農産物がノウフクJASを認証している場合に限る。  エ　ア～ウで組織された団体（代表者、組織、意思決定方法その他運営に必要な規程を定めていること。） |

（交付の申請）

第３条　補助金の交付を受けようとする者が、規則第４条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出すべき  申請書の名称 | 様 式 | 部数 | 申請書に添付す  べき書類の名称 | 様 式 | 部数 | 提出期限 |
| ノウフクJAS認証取得推進事業費補助金交付申請書 | 規則の別記  様式第１ | １ | １実施計画書  ２収支予算書 | 様式第１号  様式第２号 | １  １ | 農業振興事務所長が別に定める日 |

（補助条件）

第４条　規則第６条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（次条に規定する軽微な変更を除く。）をする場合においては、農業振興事務所長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、農業振興事務所長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに農業振興事務所長に報告し、その指示を受けること。

（軽微な変更）

第５条　前条第１号の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業内容の変更又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 事業費の30パーセントを超える増減

(4) 補助金の増額

(5) 前各号に揚げるもののほか、農業振興事務所長が重要と認める変更

（変更の承認）

第６条　第４条第１号及び第２号の規定に基づく農業振興事務所長の承認を受けようとする場合には、変更等承認申請書（様式第３号）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して、農業振興事務所長に提出しなければならない。

（状況報告）

第７条　規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出すべき  報告書の名称 | 様式 | 部数 | 報告書に添付す  べき書類の名称 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
| ノウフクJAS認証取得推進事業費補助金状況報告書 | 規則の別記様式第２ | １ | 状況報告書 | 様式第４号 | １ | 農業振興事務所長が別に定める日 |

（実績報告）

第８条　規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出すべき  報告書の名称 | 様式 | 部数 | 申請書に添付すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
| ノウフクJAS認証取得推進事業費補助金実績報告書 | 規則の別記様式第２ | １ | １事業実績書  ２収支精算書 | 様式第１号  様式第２号 | １  １ | 農業振興事務所長が別に定める日 |

（補助金の請求）

第９条　規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。なお、請求書の提出を受けた農業振興事務所長は、その写しを農政部長宛て１部送付する。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出すべき  請求書の名称 | 様式 | 部数 | 請求書に添付すべき  書類の名称 | 部数 | 提出期限 |
| ノウフクJAS認証取得推進事業費補助金交付請求書 | 規則の別記様式第４ | １ | １交付決定通知書の写し  ２額の確定通知書の写し | １  １ | 農業振興事務所長が別に定める日 |

（帳簿及び証拠書類の保管）

第10条　規則第23条に定める帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間とする。

（ その他）

第11条　この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項については、知事が別に定める。

附　則

１　この要領は、令和７(2025)年４月１日から適用する。

２　この要領は、令和10（2028）年３月31日をもってその効力を失う。